

第46回

荒川区都市計画審議会 議事録

日時：令和元年5月23日（木）

場所：防災センター 防災研修室

午後3時58分開会

○会長 定刻となりましたので、ただいまから第46回荒川区都市計画審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、大変お暑い中、本審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

初めに事務局から報告がございますので、よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 事務局をしております都市計画課の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、区では、省エネのため、今年も5月1日からクールビズを実施しておりますので、軽装での会議開催に御理解をお願いいたします。

報告と確認をさせていただきます。

まず、本日の会議でございますが、17名の委員の方に御出席いただいております、有効に成立しておりますので御報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。1つ目が会議次第、そして2つ目が議案・資料、以上の2点でございます。議案・資料のほうは、ホチキスとじで横になってございますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、事前に送付しております資料の1ページ目、審議会委員名簿に一部不備がございましたので、席上に配付しておりますペーパーのほうに差し替えをお願いいたしたく存じます。

また、本日審議の参考のために、都市計画マスタープランと都市計画図を、念のため御用意させていただきましたが、会議終了後には回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの報告及び確認は、以上でございます。

○会長 続きまして、会議次第2の委員の変更に進みたいと思います。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 前回の審議会以降で委員の変更がございましたので、御報告いたします。

議案・資料1ページの荒川区都市計画審議会委員名簿をご覧ください。

行政機関といたしまして、本年4月1日付で人事異動があり、新たに吉野静夫東京都第六建設事務所長が就任されました。新委員の任期につきましては、審議会条例第4条第1項に基づきまして、前任者の残任期間となりますので、令和2年5月31日までとなります。委嘱状につきましては、席上配付をもちまして委嘱状の伝達にかえさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、所長、一言御挨拶をいただければと思います。

○東京都第六建設事務所長 4月より、東京都第六建設事務所長となりました吉野でございます。第六建設事務所は、荒川区内の東京都道、隅田川の整備、維持管理を所管してい

る事務所でございます。事務所長といたしまして、荒川区の都市計画、まちづくりに少しでも貢献できたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○都市計画課長 所長、ありがとうございました。

次に、議案・資料2ページの荒川区都市計画審議会幹事名簿のほうをご覧ください。

同じく4月1日付で人事異動があり、3名の幹事が変更になってございます。詳細は名簿のとおりでございまして、変更の方には、ちょっと字が太くなっているような形で記載させていただいております。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、会議次第2にございます委員の変更の御報告を終わります。

○会長 それでは、会議に入ります前に、本日の会議につきましては、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、審議会条例施行規則及び運営要綱の会議の公開に関する定めによりまして、これを認めることにいたします。

どうぞ、お入りください。

[傍聴者入室]

○会長 早速ですが、傍聴者の方に申し上げます。傍聴に当たりましては、荒川区都市計画審議会運営要綱等に規定されております遵守事項を厳守されることをお願いいたしたいと思っております。

それでは、会議次第3の議事に移りたいと思っております。

今回御審議いただく案件は、前回の審議会です。事前説明と現地視察を行った、東京都市計画公園第2・2・6号尾久公園の変更でございます。本日、審議・答申を行いますので、よろしく願いいたします。まず、都市計画課長より説明をしていただき、審議に入りたいと思っております。それでは、お願いいたします。

○都市計画課長 引き続き、都市計画課長でございます。

本案件の説明をさせていただきます。

資料3ページをお開きいただけますでしょうか。

すみません、座って説明をさせていただきます。失礼させていただきます。

3ページ、東京都市計画公園の変更、東京都市計画公園第2・2・6号尾久公園について、こちらの御審議をお願いするものでございます。

1、変更する都市計画の種類・名称、東京都市計画公園第2・2・6号尾久公園（荒川区決定）でございます。

2、主たる内容でございます。都市計画公園を拡張する形で区域変更するものでございます。

3、今後の予定、令和元年6月中旬ごろ、都市計画決定の告示を行いたいと考えてございます。

4、計画内容でございます。追って、次ページ以降の位置図や説明図にて説明いたしますが、大きく申し上げて2点でございます。

①尾久公園の拡張用地として取得した隣接地を公園として整備するというものでございます。この整備に伴いまして、現在の面積0.06ヘクタールから0.14ヘクタールに面積が変更になります。

②既存の都市計画公園の計画に錯誤があったため、これを修正するというものでございます。

おめくりいただきまして、次ページ、4ページ的位置図をご覧ください。公園の概略の位置の御説明でございまして、都市計画公園尾久公園は、荒川区東尾久六丁目42番地内にごさいまして、首都大学東京キャンパスの南側道路からちょっと入ったところ、都電や日舎ライナーの熊野前駅の近くの場所に位置してございます。

下のページの5ページをご覧ください。こちらが説明の図面でございます。左側に図面、右側に現地の写真を御用意させていただきました。右側の現地写真の①のほうですが、こちらが今回拡張を予定する区域の現況、今、更地になっている状況のところを示したものでございます。

下の写真②は、現地写真で、現在の公園の開園区域②を示しているものでございます。

左の図面のほうの説明に移らせていただきます。①の赤い斜め線の部分は拡張区域でございまして、面積は約0.08ヘクタールでございます。それから、②の緑の塗りつぶしのところですが、こちらが現在の開園区域でございまして、面積が約0.06ヘクタールということでございます。

そして、凡例の右側をご覧ください。緑の線が都市計画変更区域の線で、こちらを今後の都市計画公園の区域とするものでございます。赤い点線の部分が錯誤というふうに表示させていただきます。この部分の御説明をさせていただきます。

東京都が保管する都市計画図書では、こちらの公園の面積が0.06ヘクタールと表記されているにもかかわらず、赤い点線までの範囲が公園区域となっております。それで、その図面上の面積を計算したところ、その赤い点線を含めると、面積は0.1ヘクタールになってしまいます。実際に都市計画図書のほうでは、計画面積、共用面積ともに0.06ヘクタールとなっていることから、面積が錯誤したのではないかというふうには判断いたしました。そのため、今回この錯誤と示している部分を外すという形の変更をするものでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。

こちらが、実際に変更内容を具体的に示したものでございます。

最初に下段の変更概要の部分をご覧ください。箱書きに名称と、右側には変更事項とございますが、名称は荒川第2・2・6号尾久公園、そして変更事項は5点ございます。

まず、公園の種別の変更ですが、これまで小公園という扱いでしたのを街区公園に改めます。そして2番目が、名称の変更ということで、荒川第6号尾久公園を荒川第2・2・6号尾久公園に改めます。3番、位置の変更ですが、別に場所が動いているわけではない

んですが、住居表示が変わりましたので、荒川区尾久町九丁目地内から荒川区東尾久六丁目地内に変更するものでございます。

4番、区域の変更ですが、こちらは先ほどの計画図で御説明させていただいたとおりのものでございます。

最後5番、面積の変更が約0.06ヘクタールから約0.14ヘクタールに変更するというものでございます。この内容を示すように、上段の部分が最終的な形の表で種別、名称、位置、面積、備考等を表示させていただき、ちょうど中段のところに、新旧対照表として見比べられるように御用意させていただきました。

ちなみに、ここら辺の種別、あるいは名称の変更の部分は、都市計画法の変更の内容に伴いまして、表示方法が変更になったのですが、なかなか改める機会がなかったもので、今回区域の変更にあわせて表示の仕方を変更するというふうにしたものでございます。

最後のページになります。

3月25日現在の都市計画審議会の事前説明をする前に、東京都のほうに本件について協議したところの結果を添えさせていただいております。内容に触れさせていただきますと、概略で申し上げますと、東京都の見解では、この地域では不燃化特区事業をしていることから、空地进行を多くするような計画であることが望ましいと思われるので、変更しないことが望ましいというような意見がついてございます。しかし、それを踏まえないという場合には、しっかりと都市計画審議会に御説明してくださいというような通知が書いてございますので、区といたしましては、先ほど申し上げましたように、面積が間違えているというふうに考えますので、今回につきましては、既存の公園区域の南側の部分は廃止して、既存の公園区域の東側部分、用地取得していた部分を都市計画変更して公園区域に加えるという変更するという形でやらせていただくというものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、ご意見、質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○14番委員 区議会議員の横山です。最後のところ1点と、もう一点あるんですが、東京都が錯誤区域も含めて、そのまま残すべきだという意味がさっぱり理解できないんです。空地进行を多くするといったって、実態的にないものがあるように見せかけて、それで空地进行を多くして、不燃化領域率なんかも含めて上げていくということがあるとすると、本末転倒ではないかと素朴に思う面があって、東京都の意図がさっぱりわからないということが1点。

それから、今回面積が広がって、既存の公園と新たな空地で公園を整備するわけです。しかも不燃化特区や密集市街地の整備地域になっているわけですから、単に増えた部分を

新たな公園として整備するのか、それとも一体的に、また防災機能も含めたもので、こちらの地域は密集市街地、木密地域なので、大事な空地だと思いますので、その辺の区の考えがあれば、もちろん周辺の住民の皆さんや町会等の御意見をしっかり伺っていくことを前提にしながら、今、区として考えていることがあれば教えていただきたい。

積極的な意味で、こういうことで広がるということはいいことですので、その辺、特に最初の点はよく理解できないので、聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○会長 いかがでしょうか。

○都市計画課長 事務局でございます。今、2点御質問がございましたので、1点目は私のほうからお答えさせていただきます。

今回は、この状況が出たときに、東京都とは何度も打ち合わせをさせていただいたところでありましたが、実際に過去の経過から見ましても、既存の開園している公園以上に、公園区域を確保しようとしている動きがこれまでなかったということは確認できたものですから、単純に図面上の誤りだというふうに、私どもとしては認識して、東京都と交渉したところでございます。

東京都の意見としましては、先ほど申し上げましたように、計画上でも残しておけば、その部分の空地が広がり、オープンスペースが確保できるので、将来的なことも考えて、そうしたほうがよろしいのではないかという、都からのアドバイスのなお話がありました。ただ、私どもとしても、既にここの錯誤として示している場所は、建物が数件ございまして、東京都とは意見が違うということで話をしたところ、最終的に都のほうは、この協議結果通知書をちゃんと都市計画審議会に示して、説明をしてくださって、議事録を残してくだされば結構ですということでしたので、こういう形をとらせていただいたというものでございます。

ちなみに、昭和32年に23区内の相当数の公園、児童遊園等を都市計画決定したことがございまして、同様の錯誤がほかの区でもありそうだとすることは、今回のやりとりの中でもお聞きいたしました。そこら辺の扱いについては、そんなような状況でございました。

続いて、公園の整備に関しては、道路公園課長からお願いします。

○道路公園課長 道路公園課長の大本でございます。

公園の整備について御説明させていただきます。

特に資料は用意してございませんでしたので、5ページの説明図をもとに、想像力を働かせていただきながらお聞きいただきたいと思います。

区といたしまして、3つの基本方針を、まず決めました。1つ目が、多世代が憩い、楽しめる公園、2つ目、住民参加による愛着のある公園、3つ目、災害時に活用できる公園、この3つのコンセプトをもちまして、地域の住民の方々や地元の旭町会の皆様から、いろ

いろな御意見を伺いながら計画を練りました。

まず、プレイゾーン、憩いゾーン、多目的広場ゾーンと分けまして、拡張部分につきましては、多目的広場ゾーンというふうに位置づけさせていただきました。まず、小さなお子様から小学生、この年代が遊べるプレイゾーン、砂場やスプリング遊具、複合遊具などを考えてございます。憩いゾーンといたしましては、丸いベンチ、日よけになるパーゴラ、桜をはじめ、四季を感じさせる樹木の植栽、多目的広場ゾーンといたしましては、築山を1つ設置いたしまして、あとは100平米ほどの広場状の部分を考えました。それから、高齢者や多くの大人の方が使えるような健康器具、背伸ばしベンチやぶら下がり健康器などを設置したいと考えてございます。

2つ目の住民参加による愛着のある公園という部分では、まず、バリアフリーをコンセプトに置きまして、トイレについては誰でもトイレを新たに設置させていただきます。これにつきましては、オストメイトなども手入れできるような設備も用意し、子どもが使えるようなお子様用の便座も設置していきたいと考えてございます。

それから、3つ目の災害時に活用できる公園、ここは14番委員からもございましたように、災害危険度5の地域でございますので、この辺も力を入れさせていただきました。

既存の公園部分には、防火水槽40トンが設置されていますが、この公園の東側地区につきまして、防火水槽が多少不足している部分があるということを知りましたので、新たに40トンの防火水槽を設置いたします。

それから、災害時にも煮炊きができるようなかまどベンチ、防災資機材を収納できる収納ベンチ、ソーラー照明灯、防災トイレといたしまして、マンホール型の排水設備を5機設置いたします。さらに防災井戸を新たに設置いたしまして、トイレの洗浄水等に使えるようなものを考えてございます。

それから、町会さんの御希望によりまして、防災訓練などにも使えるように、この多目的広場で100平米ほどの活動できる部分を設けさせていただいたということでございます。

○都市計画課長 全体を改修するということです。

○道路公園課長 申しわけございません。拡張部分のみならず、既存の公園の部分も含めて、全体を改修してまいります。工事につきましては、本年10月以降からの工事を予定してございます。といいますのは、8月に地元町会でお祭りがあり、9月には防災訓練もあるので、それが終わってから工事させていただきたいというふうに予定してございます。

以上でございます。

○会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。

○11番委員 今のお話に関連してですが、最後の部分、東京都の協議の部分はちょっと

まだよくわからないんですけども、荒川区としては錯誤というふうにされているようですが、何かこの文書を見ると、東京都のほうは削除しないことが望ましいという表現を見ると、そこも公園用地だといまだにお考えになっているようにも思えるし、現実には人が住んでいらっしゃる場所であるので、この際、本当にそこは公園にならないのか、将来的には公園になる可能性があるのかとか、心配される方もいらっしゃると思うので、その辺をもうちょっと明確に御説明いただければありがたいと思います。

○会長 どうぞ。

○都市計画課長 事務局でございます。確かに、添付の表現の内容ですと、東京都はこの錯誤の部分も、引き続き将来公園に整備してほしいという意向がわかるような表現になってございますが、先ほどから繰り返しの御説明になりますけれども、区としては図面の表示、それから、過去の歴史の経過から踏まえましても、ここを公園にするべきではないというふうに考えましたので、今回の変更によりまして、既存の公園の部分、それから東側に拡張する0.08ヘクタールの部分を合わせて0.14ヘクタールを公園とするということにさせていただき、錯誤の部分については公園として整備しないということ、この都市計画審議会で決定させていただきたく提案したものでございます。

○会長 よろしゅうございますか。

そのほか、あれば。どうぞ。

○10番委員 錯誤があったって、この公園を拡張するときに初めてわかったものなのか。ここに家があって、建て替えた家もあって、多分登記をきちんとされている家があるんでしょう。そのときに錯誤とわからなかったのかと、単純に私は考えていて、こういう都市整備をすると錯誤が出てきたと、さっきの御説明では他区にも結構あるんですみたいなこととおっしゃっていますけれども、それでいいのかな。行政の土地管理の信憑性というのが、こういうのを聞くと薄れてしまいそうな気がして大丈夫かなと。

今、9番委員ともお話ししましたが、ほかにないのかと。どうしても、私貧乏性なのかどうか、疑わざるを得ない。ですから、きちんとこういった機会に、都市公園をきちんと整備すべきなのではないか。公園のこの部分とはちょっとかけ離れているかもしれないけれども、我々も境界線のわからない土地がいっぱいあって、不動産の方や業界の方も大変苦勞されていて、区はなかなかそこに手をつけていただけないんだが、せめて自分たちの管理をしている庁舎近辺、また建物近辺、公園近辺は、これを契機にしっかりお調べ願いたいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。

○都市計画課長 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今回の件を見まして、早速、荒川区内の都市計画公園につきまして、誤りがないということを確認させていただきました。ちなみに、前回の都市計画審議会で決定させていただいた件で、通称あらかわ遊園、都市計画上では荒川公園の部分も、

面積の錯誤というのをお話しさせていただいたかと思うんですが、実際には変更する機会をとらまえていないと、何もなくて数字だけを変更はしないということらしいのであります。

今回におきましても、先ほど10番委員お話しのとおり、私ども今回この手続をするに当たって、初めて東京都と協議したときに、東京都の図面では、こちらの既存の公園から南側の部分も公園区域に入っているのを初めて確認させていただいたということで、本当にびっくりしました。

繰り返しの御答弁になりますけれども、過去から、もともとこちらの土地、民間の方から大正13年に当時の尾久町に寄附いただいた土地でございまして、その後所管がえて荒川区になったり、東京都に無償貸与になったりというところで動きつつも、ずっと公が持っている土地としてできていった公園でございまして。ですから、そこが民間の土地も含めるように、勝手に公園の形が変わることはあり得ないというふうに判断しまして、今回錯誤であるというふうに確認させていただいたものでございまして。その点、御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○9番委員 今、錯誤の話が出ましたけれども、本当にこういうところに錯誤と出るのが何か変だなという感じがしまして、この件については、皆さん質問したので納得いたしました。今後こういう言葉が、こういう書類に出ないようにお願いしたいと思います。

1つ、6ページの新旧対照表というのが真ん中にございまして、この中で、上から新と旧があります。先ほどの御説明の中で、今回の変更にあたって、旧から新に名称が変わった。小公園から街区公園、尾久町九丁目から東尾久六丁目ということになったんですが、これはもちろん一番後ろに書いてある変更事項によるわけですが、この機にこれを変えたというのを、今、錯誤と同じよう、こんなのはもう小公園から街区公園に変わった途端に、全部荒川中の名称が街区公園になって、東尾久町から東尾久になったら、もうすぐに全部変えるというのがあるのではないかと考えていたら、この機にこれを変えようということですが、これについては適宜法律とか、いろいろなものが変わった時点で、素早く全部名称を変えようということができないんでしょうか。先ほどの錯誤と同じような流れなんでしょうか。ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○都市計画課長 事務局でございまして。種別、名称等の表記の件のお尋ねでございまして。

先ほどちょっと説明させていただきましたが、そもそも旧都市計画法では、大公園と小公園しかございませんでした。その後に公園の種別が児童公園、近隣公園等々の表示が変わるとき、新しい都市計画法施行後、少し規則改正等もありまして、表示が変わったものでございまして。

最近の施行規則の改正では、公園の種別を街区公園に変えるということで、それが平成5年だったんですが、今回それに合わせる形をとったんですが、途中で変更があるたびに、単なる事務的な部分のところを、審議会を開いて審議していただくのもいかなものかと

いうことで、あわせてやらせていただいたものでございます。

ただ、いち早く正しい形にすべきという意見が強くなるようであれば、今後また法なり規則改正があった場合の取り扱いについてどうするかは、ちょっと所管の中でもしっかりと検討させていただければと思います。

以上でございます。

○9番委員 御説明ありがとうございます。いちいち審議会を開くというのも大変でしょうが、こうやって審議会が年に数回開かれていれば、そのたびにちょっとこうやって提案されてもいいんじゃないかと。名称一つであります。古いまま放置しておくよりは、やはり今の時代に合った名称にどんどん変えていくわけですから、ぴしっと区の条例とかいろいろなものに対して、しっかりと新しい名称を追っかけていったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ちょっと杞憂でございますが、意見として言わせていただきます。ありがとうございます。

○会長 その他、なければ。ちょっと感想だけですが、東京都の都市計画というのは主体が1つというか2つあるというか、多分そういうところのずれみたいなこと、それが時間の中で、だんだん区の権利が強くなって行って、そんな狭間で生まれる可能性もあって、ますます今から23区のほうが計画主体として力を持つてくる。特に土地利用計画なんていうのは、まだ全然力はないんですね。そういう非常に都市計画の本質的なところで、皆さん方に議論していただく機会がだんだん来ると思っておりますので、そのあたりでも多分こういう似たような話が出てくるかと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

それでは、審議でございますので、議案に御意見、あるいは反対ということがございますか。どうぞ。

○3番委員 日本大学の岡田です。2点ほど、単純な質問なんですけれども、今回錯誤がわかったということなんです。それによって及ぶ影響範囲、影響の程度ということを確認したいんですけれども、こういう都市計画図だとか、小さ過ぎて誤表示になっているのかどうかというのが判読できないんですが、例えば、防災マップとか、いろいろな行政資料があると思うんですが、今、公開されている行政資料の中で、この錯誤区域というのがどういう位置づけになっているかということをお答えいただけるとありがたいです。

○会長 いかがでしょうか。

○都市計画課長 錯誤区域の表示が、行政の刊行物等でどうなっているかということのお尋ねでございますが、何分、今回都市計画変更しようと思って、初めて錯誤区域があるというのが確認できたような事情からも察していただけるかと思っておりますが、通常表示しているものには、この部分が公園となっているものは区内で一切ございません。したがって、影響は全くないものというふうに考えてございます。

○3番委員 ありがとうございます。承知しました。

それともう一つは、質問というよりは意見になろうかと思うんですが、拡張して木密エ

リアの中で、公共のスペースが出てくることは非常によろしいと思いました。ただ、昨今公園整備においては、近隣の方とのトラブルが整備後に発生しやすい。例えば、騒音とか、あるいはボール遊びによって、ボールが住戸に当たってガラスが割れるとか、せっかくよかれと思って整備した公園が、近隣とのトラブルのもとになりかねないと思うので、とりあえず、仕様の調整をかなり慎重に進めていくことが、その後望ましいことになっていくのかなと。

特に①の写真を見る限りでいくと、ほぼほぼ公園と住宅地がぴったりくっついているところもあるので、その調整の部分が非常に重要だと思うんですが、その点については、どの程度調整が進められているのでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。

○道路公園課長 調整につきましては、この①の写真で見ると、北側には住宅が立ち並び、南側には工場がございます。工事を行う前の設計の段階でもお話しさせていただいておりますが、工事が始まる時には、工事についてのお知らせをさせていただきます。また、さらに委員おっしゃるように、できた後の使い方というものもでございます。荒川区では、住宅密集地域にある公園が多いものですから、残念ながら、ボール遊びが自由にできる公園というのは少ないほうでございます。

ここにきましても、やはりボールが弾む音やボールが飛び込むといったことが危惧されますので、ボール遊びについては、御遠慮いただくようにいたしたいと考えてございます。公園に接するところというのは、一般的には環境がよいと言われますが、実際に隣接地に住んでいる方にとっては、非常にいろいろな意見を聞いております。私どもも、区内36カ所の公園、70カ所以上の児童遊園を管理しておりますので、そういった経験を生かしつつ、地域の皆様の声を聞きつつ、建設その後の維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番委員 ありがとうございます。整備に至るまでも大変だと思うんですが、整備後も、やはり、近隣との調整が行政としても非常に大変だと思うんですが、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○会長 そのほか、いかがでしょうか。

審議会として了承ということで、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 どうもありがとうございます。では、了承とさせていただきます。

ちょっと終わってからなんですが、一番最初に市民参加というキャッチフレーズで公園整備するというので、公園を整備するのは区が整備して管理していくんだけど、その中に運営に関して、市民の方に参加していただくということが随分あり得るわけですね。植栽

——要するに、花を植えたり、掃除したりということがあり得るので、ぜひ自分の公園だという意識を持っていただくためにも、運営に関して、少しでも一歩踏み込んだアイデアでやっていただくと、よりよくなるのではないかというふうに思います。ちょっと蛇足ですが、そんな感想があります。

それでは、会議次第4のその他に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。
○都市計画課長 事務局から報告が2点ございます。

まず、1点目ですが、去る3月25日開催の第45回本審議会にて承認いただきました案件のその後についての御報告をさせていただきます。

①日暮里中央通り沿道地区地区計画につきましては、4月1日付で都市計画決定し、現在、条例改正に向けて手続中でございます。この6月の議会に条例の改正を上程しているという手続でございます。

②西日暮里の自転車駐車場の台数の変更を決定いただきましたが、こちらにつきましては、既に設置台数の改良を終えまして、4月11日から運用を開始しているような状況でございます。

次に、2点目、次回の開催予定でございます。次回の開催予定は、現在、尾久中央地区の地区計画の区域の拡大について、事務方として検討を進めているところでございますので、こちらの検討が順調に進み、詳しい日程が決まり次第、開催につきまして、改めて御案内させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長 これ準備した議案は終わりなんですが、何か御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 なければ、本日の審議会は、これをもちまして閉会ということにさせていただきます。本日は御苦勞さまでございました。どうもありがとうございます。

午後4時39分閉会